

議会報告会における質問等に対する回答

【質問 1】野島航路助成について

- (1) 離島航路助成金は、年間で考えると月に1往復しか利用できない。島民の中には病院に行かれる等で今の枚数では少ないとの意見もある。24枚から48枚と増やすことも必要。また、島民（野島に住所がある）しか使えない。お墓参り等で、島を離れた親戚や家族も利用できるようにできないか。（野島）

《回答：企画政策課》

離島航路の助成については、市税に滞納がないことなどの条件を満たした島民全ての方を対象に、離島航路利用券を交付しています。これは、野島定期航路が野島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関であることから、島民の方の本土への買い物や通院のための旅客運賃を少しでも軽減するため、平成23年度に設けた制度です。

離島航路利用券の交付枚数については、平成23年度は年間一人12枚としましたが、島民の皆様からの枚数増の要望を受け、平成24年度に、年間一人24枚に倍増したところです。

今後、利用券の交付枚数を増やすことについては、野島の地域事情に配慮しつつ、他の地域（の公共交通機関の運賃など）とのバランスなどを考慮し、検討してまいりたいと考えています。

また、離島航路利用券を使用できる人の範囲については、平成23年度は本人しか使用できないことにしていましたが、これについても島民の皆様の要望を受け、平成24年度から、住民票が同一世帯であれば、家族内の誰が使用しても良いという条件に変更しています。

本制度の趣旨は、島民の方の買い物や通院のための航路運賃を軽減することであり、島外の親戚や家族の方が利用することは適当でないと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

- (2) 定期船運賃の件で、島民は高齢化が進み、収入も年金だけで大変厳しい状況。その中で、1ヶ月8回、約12,000円の定期船運賃が必要となれば本当に苦しい。現在、航路助成金として一人24枚の交付枚数となっている。年間を通した考え方で対応していただきたいが、今後は、島民に対する運賃の全額・半額補助をする等も検討していただきたい。(野島)

《回答：企画政策課》

島民の方に対する運賃の全額・半額補助の検討についてですが、現在、市の離島航路運賃補助制度として、離島航路利用券のほかに、島民の方がホームヘルプサービスやデイサービス等の介護サービスを利用される際に旅客運賃の全額を助成する制度があります。また、航路事業者による運賃割引の規定があり、通学定期の割引のほか、1か月15日以上の治療が必要な通院患者に対する通院割引の制度もあります。

航路運賃補助制度については、現行の航路事業者の運賃割引制度を踏まえ、他の離島航路旅客運賃の補助制度等を参考に、必要に応じて検討したいと考えております。

- (3) 航路助成金が期限付きである。次の交付があるまでは使えるようにしていただきたい。(野島)

《回答：企画政策課》

離島航路利用券は、交付申請者に市が旅客運賃を助成するもので、助成額については、毎月の利用枚数に応じ、市が直接航路事業者を支払っています。

離島航路運賃の助成事業は、単年度の予算であるため、利用券の期限は、年度を越えて設定することができませんが、離島航路利用券の交付時期を少しでも早くできるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

【質問2】メガソーラーを設置するにあたり、電柱はどこに、どのくらいの間隔で立つのか、電磁波の影響はどのくらいか、大変心配であり、地域住民に事前に事業内容の説明をしてほしい。 (富海)

《回答：企画政策課》

メガソーラーは、発電出力が1,000キロワット以上の太陽光発電施設のことであり、そこで発電された電気は、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づき、各電力会社が一定期間、一定価格で買い取ることであります。基本的に、発電出力が2,000キロワット未満のメガソーラーについては、普通高圧と呼ばれる電線へ連系することになっており、既設の電柱が利用されます。また、発電出力が2,000キロワット以上のメガソーラーについては、特別高圧と呼ばれる電線へ連系することになっており、こちらは既設の鉄塔が利用されます。

また、電柱の設置は、メガソーラー設置場所の個々の状況によって変わります。メガソーラーと既設の電力網との距離が近ければ、メガソーラーからそのまま既設の電柱への連系させることができ、遠ければ、事業者が適切な場所に中継用電柱を新たに設けることになります。

因みに、牟礼津崎沖のメガソーラーについては、設置場所の間近を通る普通高圧線に連系することになり、新たな電柱の設置は必要ありませんでした。

次に電磁波の影響についてですが、市といたしましては、「太陽光パネル」や「パワーコンディショナー」といった電気を作る装置から、電磁場や電磁波が発生するという事は承知しています。しかしながら、この「太陽光パネル」が生み出す電気は、直流電流であり、発生する磁界は静磁界と呼ばれ、波として伝播しないことから、人体への影響はないとされています。また、太陽光パネルからの直流電流を交流電流に変換する「パワーコンディショナー」と呼ばれる装置の電磁波につきましても、国際的なガイドラインを下回るよう設計されており、余程の長期間パワーコンディショナー付近に滞在しない限り、人体への特段の影響はないとされています。このように、メガソーラー発電施設については、電磁波の影響が極めて小さい上、経済産業省から再生可能エネルギー発電設備の認定が必要であり、ご安心いただけるものと考えています。

因みに、牟礼津崎沖のメガソーラーについては、住宅地からある程度の距離があり、近隣自治会への事前説明を実施しておりますので、電磁波等への不安は解消されているものと考えています。

【質問 3】 西田中の市営住宅に「海拔表示」をしてほしい。

(新田)

《回答：防災危機管理課》

海拔の表示については、昨年度中に、指定避難所及び一次避難場所の表示看板すべてに表示するとともに、避難所以外では、市役所本庁舎、議会棟、上下水道局、消防本部、消防署出張所、クリーンセンター及び市保育所へも表示したところです。

今後は、特に低地にある公的施設やこれに準ずる施設等への海拔表示を、関係機関のご協力を得ながら実施していきたいと考えており、ご要望の市営住宅につきましても、表示場所等を含めて検討いたします。

【質問 4】 孤独死対策について

- (1) 高齢者の孤独死を防ぐため、緊急通報装置以外に、一人暮らしで 65 歳以上の高齢者を対象にした「新聞配達員、上下水道検針者、電気利用検針者」等々で組織する見守りネットワークによる「あんしん見守りシステム事業」をどのように考えておられますか、お聞かせ下さい。(勝間)

《回答：高齢福祉課》

近年、高齢者の増加とともに一人暮らし高齢者が増えていることから、民生委員、福祉員、友愛訪問グループ員の方々を始め、地域の実状を一番よくご存知の地域の皆様方による高齢者の見守り活動が重要となっています。

また、対象となる一人暮らし高齢者の方には、市社会福祉協議会を通じて緊急時に連絡が取れるよう緊急通報装置の貸し出しを行っています。さらに、業務により家庭を訪問される事業者等と連携をして見守りを行っていくことも有効な取り組みですので、昨年度、上下水道・電気・ガス・郵便事業の公益サービス事業者へ業務の中で異常を感じた場合は、市へ連絡していただくようお願いしたところです。

今後、新聞配達事業者や宅配業者等についても、同様をお願いをしてまいりたいと考えていますが、見守りシステムにおいては、地域の皆様の連携による見守り活動が大きな役割を担うと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

- (2) 群馬県高崎市では、高齢者の孤独死を防ぐために、「緊急通報装置と人感センサー」を利用して、地域と連携を密にして、「孤独死0」をめざされていると伺っています。是非、参考にされたいと思います。(勝間)

《回答：高齢福祉課》

緊急通報装置と併せて設置する人感センサーは、トイレに設置しておき、12時間人の動きを感知しなければ、受信センターに連絡が入り、受信センターの職員が利用者本人に連絡をしても応答がなければ、連絡先として登録している民生委員や地域の住民等に連絡し、安否の確認をしてもらうシステムであり、一人暮らしの高齢者が緊急通報装置を操作できない時に非常に有益であると考えています。

しかしながら、システム導入につきましては検討すべき課題もあると思われるので、先進市の事例等を参考にしながら調査・研究してまいります。

- 【質問5】 特別養護老人ホーム等介護施設を、野島にもつくっていただきたい。

(野島)

《回答：高齢福祉課》

介護保険施設やグループホームなどの居住系サービス施設については、高齢者保健福祉計画に基づき公募により整備を進めていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、在宅サービスについては、現在行っている介護サービス事業者、介護サービス利用者への航路運賃の全額助成事業を継続し、利用者の負担軽減を図ることで本土住民と同様に介護サービスが提供できるよう今後も努めてまいります。

【質問6】 昨年も要望したが、後期高齢者医療制度では、人間ドックが利用できない。国民健康保険制度と同様に人間ドックを利用できないか。 (右田)

《回答：保険年金課》

後期高齢者医療保険の保険者である「山口県後期高齢者医療広域連合」との事務折衝では、人間ドックの実施は難しいという回答でした。

なお、現在、広域連合が実施している健康診査と併せて、市健康増進課で実施している「がん検診」を組み合わせれば、人間ドックに近い検査内容となりますので、被保険者の選択により受診していただければと考えています。

《参考》

- ① 人間ドック(基本検査13項目)の負担額 3,000 円
- ② 後期高齢者健康診査(7項目)500 円 + がん検診(3項目)1,000 円 = 1,500 円
(①に有って②に無い検査項目は、血沈、血清梅毒反応、心電図の3項目)

【質問7】 鐘紡町交差点を時差式に変更をお願いしたい。イオンタウンから鐘紡町交差点へ向う車で休日は、かなり渋滞します。原因は、交差点で右折しようとする車が、対向の直進車が多いため右折出来ずにいるためです。無理に右折しようとする車が直進してくる車と接触するすれすれの場面を頻繁に見かけます。いつか大事故になると予想します。この要望は、過去2回提出しておりますが、全く対応されてません。対応しない理由があるのであれば、それは安全より勝る理由なのか、併せて対応方針を示して下さい。 (勝間)

《回答：生活安全課》

ご要望の交差点については、以前より本市や防府警察署に対してご相談があった箇所であり、既に防府警察署と協議し対応しているところです。

渋滞対策としては、ご提案の時差式信号機の設置や右折専用レーン設置、信号時間の調整等がありますが、鐘紡町交差点については、交差点の形状や構造、交通状況等を勘案して、「信号時間の調整」で対応しており、平成24年2月、渋滞時間帯に東西の対面信号機の青色時間をさらに5～8秒長くすることにより、より一層の渋滞の軽減を図っています。

なお、その他の改善方法につきましては、まず、「時差式交差点」は、時差を見越して無理に交差点に進入する車両により交通事故増加の可能性というデメリットもあること、「右折専用レーンの設置」は、高潮対策用水路へ蓋掛けする場合、当該水路の構造上、単に蓋掛けだけでは車両通行に耐えられないこと、このようなことを検討した上で、現時点では「信号時間の調整」により渋滞軽減に対応しているものです。

現在、渋滞は軽減していると思いますが、今後、交通量が増加するなど状況変化があれば、防府警察署と協議しながら検討したいと考えます。

【質問 8】 野島の西側によく釣り客も多く来てくれている。来ていただくのは嬉しいが、トイレがないのでその場で対応されている。匂いもあり、環境にも悪影響である。公衆トイレをつくっていただけないか。 (野島)

《回答：林務水産課》

野島の防波堤の西側にある排水処理場のトイレについて、公衆トイレとして開放できるかどうか検討してみましたが、建物の内部に設置してあるため、トイレのみを開放することは安全管理上、困難との結論に至りました。

しかしながら、周辺には他にトイレを設置している施設もないため、今後、現場の状況や滞在者についての調査を行い、どのような方法がとれるかを検討したいと考えています。

【質問9】 防府市の単市改良事業の排水対策事業については、対象地区が農用地、あるいは市街化調整区域で、受益面積が1 ha以上、受益者戸数が5戸以上となっているが、新しい道路ができ、住宅が建つと、補助金の適用除外となる。条件の緩和が必要ではないか。 (華城)

《回答：農業農村課・河川港湾課》

単独市費改良事業の排水対策事業に関しましては、二つの補助事業が考えられますが、まず、一つ目は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業への支援を行う「防府市土地改良事業補助金」で、農業農村課を窓口としています。

二つ目は、地域住民の方が共同排水路を新設、改良する事業に要する経費への支援を行う「防府市共同排水路施設補助金」で、河川港湾課を窓口としています。

事業の採択においては、「防府市土地改良事業補助金」におけるかんがい排水事業の場合は、事業受益面積が1ヘクタール以上、受益戸数が2戸以上であること、農家であるかないか、更に現地調査の結果も踏まえ、総合的に可否を決定させていただいています。

また、もう一方の「防府市共同排水路施設補助金」の場合は、主に市街化区域内の排水を行なうもので、利用世帯数が5世帯以上で、構造及び管理条件などの要件を踏まえ可否を決定させていただいています。

いずれにしましても、両事業とも、現時点ではこれ以上の条件の緩和は困難と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

《参考》

○単独市費による排水対策事業

① 「防府市土地改良事業補助金交付要綱」(S46.4.1)〔所管：農業農村課〕

農業生産基盤の整備を図るため、土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に係る補助

② 「防府市共同排水路施設補助金交付要綱」(S48.5.10)〔所管：河川港湾課〕

地域住民が共同排水路を新設、改良する事業に要する経費について補助

【質問 10】 港内の浚渫の件で、調査はされたが、漁船の溜まり場等、早く進めていただきたい。定期船や漁船に影響がでる。船底にあたる。 (野島)

《回答：林務水産課》

港内の浚渫については、平成25年度の事業として予算化しており、現在、入札が終了し、契約を締結したところです。

実際の浚渫工事は8月から開始する予定としています。

【質問 11】 局の内御舟倉跡周辺居住区の高潮対策はポンプ排水しないとダメと聞いているが、具体的計画、対策はどうなっているか。 (勝間)

《回答：河川港湾課》

今年度に雨水排水計画の見直しを行いますので、その計画に沿って対応したいと考えています。

【質問 12】 過去、雨水対策で、集落排水高度化事業で、下水道を引く予定だったが、莫大な費用が掛かるので、中止になったことがある。そこで、各所にポンプを設置となったはずだが、どうなのか。 (向島)

《回答：林務水産課》

ポンプ設置については、現在、方向性を決定した段階です。今後、地元の説明を行い、より詳細な計画を作成し、事業化を進めてまいります。

【質問13】大雨の時期には主要幹線から流出する水と用水路の増水が競合し、雨水排水機能をはたしていない。特に旧国道262号新橋一平和町一戎ヶ森をまたぐ横断暗渠が低いこと、加えて佐波船本線「本橋」からの雨・排水が全部新橋・千日町側に流出し、短時間において浸水被害が生じています。そこで、さしずめ公園道路等の公共施設に地下貯水槽の設置を要望します。また、雨水貯留タンク、浸透ますの設置に補助金制度の導入をお願いします。(佐波)

《回答：河川港湾課》

浸水被害が頻繁に起こる地域については、ご要望のとおり公共施設への雨水貯留タンクや浸透ますの設置等が、雨水対策にとって有効な手段と考えています。

防府市では現在、公共施設にこのような設備は設置していませんが、雨水対策上、極めて重要であると考えますので、市の現状に有効な方策や効果等を考えてまいりたいと思います。

また、補助金制度の導入については、他の自治体の状況や補助制度内容を参考に、調査・研究したいと考えています。

【質問14】河川管理道路で4メートル以上のものは、市道にして迂回路等の利用にすることも必要ではないか。特に、西浦幹線排水路は両側に4メートル以上になる河川管理道路ができており、これを市道にするという考えはないのか。また、昔は河川に柳の木等があって、自然を生かした水路だったが、現在は柳の木はない。自然環境を考えた河川管理道路の管理、改修を考えていく必要があるのではないか。(華城)

《回答：道路課・河川港湾課》

河川等の管理用通路については、日常の河川巡視や水防活動、河川工作物の点検等のために築造されたもので、原則として一般交通の用に供するものではありませんが、地元等のご要望があり、市道認定基準に合致するものであれば、河川管理者等と協議したいと考えています。

また、自然環境を考えた河川改修については、自然環境に配慮することは大切なことであり、今後の河川改修については、これらに配慮した計画を立て実施したいと考えています。

【質問15】 三田尻本町の市営住宅の計画があるが、牟礼の雇用促進住宅が空いていてもったいない。そこを国から市が買い取って活用してはどうか。 (華浦)

《回答：建築課》

独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」の所有するいわゆる雇用促進住宅は、平成33年度までに全ての住宅について譲渡・廃止を完了することと閣議決定されており、入居者の退去を促進する取組みがなされてきました。しかし、東日本大震災の被災者への仮設住宅支援などもあり、平成26年3月まではその取組みは延期されているところです。

牟礼雇用促進住宅には、本年5月末で管理戸数120戸のうち4世帯が入居されています。これを市が買い取って活用してはどうかとお尋ねですが、市では「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の維持保全や建て替えを行っています。この計画では、防府市の今後の人口予測や世帯数から、市内の公営住宅である県営住宅と市営住宅及び市有住宅の合計戸数を、将来の目標数値として算定しており、これは現在の管理戸数より減少傾向となっており、その中に雇用促進住宅は算入しておりません。仮に雇用促進住宅を加えますと、他の公営住宅を更にその数ほど減らすこととなり、現在入居中の方々、あるいは、今後募集する戸数、更には高齢者や住宅のニーズに合った今後の建て替え計画にも影響してまいります。

いずれにいたしましても、国において平成26年4月以降の取扱方針が決定された後に、速やかに市としての対応を検討したいと考えています。

【質問16】 野島の小・中学校の存続を引続きお願いします。 (野島)

《回答：学校教育課》

平成26年度も茜島シーサイドスクール事業は実施いたします。

また、27年度以降についても事業実施の方向で検討しており、本事業を希望する児童生徒が在籍することとなれば、引き続き山口県教育委員会の協力を得て、野島小・中学校は存続できるものと考えています。

《参考》

※ 定員10名(H25=6名)

※ 希望者がごく少数の場合は存続困難

【質問 17】 柔道着が足りないということで、1300着買ったようだが、寄付した
ものについては、その後どうなったか。 (西浦)

《回答：学校教育課》

昨年度、64着の柔道着の寄付があり、この柔道着は、主に2学期に実施された1・2年生の柔道授業で使用されました。現在は各学校で保管されており、今年度も授業で使用されます。

《参考》

各校とも、柔道着(寄付及び購入分)は各自で洗濯して返却し、保管ボックスに保管。

中学校	富海	国府	桑山	華陽	華西	佐波	小野	右田	大道	牟礼	教委	合計
寄付数	3	3	19	11	6	3	2	10	0	3	4	64
購入数	11	200	326	175	48	151	40	141	59	80	69	1300
計	14	203	345	186	54	154	42	151	59	83	73	1364